

(様式1)

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

①学校名:	宮崎県立看護大学		②所在地:	宮崎市まなび野3丁目5番地1			
③課程名:	感染管理認定看護師教育課程		④正規課程/ 履修証明プログ	履修証明プログラム		⑤開設年月日:	2013年10月21日
⑥責任者:	看護研究・研修センター長 長鶴美佐子		⑦定員:	15名		⑧期間:	8か月
⑨申請する課程の目的・概要:	1) 医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族に対し、専門的知識と高度な技術に基づいて医療関連感染の予防と管理を実践できる能力を育成する。2) 医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族に対し、医療関連感染の予防と管理について指導できる能力を育成する。3) 医療関連感染の予防と管理について、医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族からの相談に対応し、問題解決に向けた支援ができる能力を育成する。						
⑩4テーマへの該当の有無	無	⑪履修資格:	・学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者であること。 ・次の各項に定める要件をすべて満たしていること。 1) 日本国の看護師免許を有すること。2) 上記の免許を取得後、通算5年以上の実務研修を有する者。3) 上記の実務研修の内、通算3年以上は感染管理に関わる実務研修をしていること。4) 研修期間中は研修に専念できること。				
⑫対象とする職業の種類:	看護師、保健師、助産師						
⑬身に付けることのできる能力:	(得られる能力) 施設の中心となって多職種と協働しながら、医療関連感染の予防と管理を推進するために以下の能力を身につけることができる。 (身に付けられる知識・技術・技能) 感染管理分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践能力を身につける。 1)施設の状況を評価し、医療関連感染予防・管理システムを組織的かつ戦略的に構築するための計画を立案できる。2)医療関連感染予防・管理システムの運用、評価、改善を実践できる。3)施設の状況にあわせた医療関連感染サーベイランスを実践できる。4)医療関連感染の予防と管理に関する科学的根拠を評価し、医療を提供する場で実施されているケアの改善に活用できる。5)医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族に対し、医療関連感染の予防と管理について指導できる。6)医療関連感染の予防と管理について、医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族からの相談に対応し、職業感染防止対策を推進できる。7)医療を提供する場で働くあらゆる人々からの相談に対応し、職業感染防止対策を推進できる。8)医療関連感染の予防と管理の視点からファシリティ・マネジメント(施設管理)を推進できる。9)関連組織と協働して、パンデミックや災害等の緊急事態を想定した準備と対応ができる。10)医療を提供する場で働くあらゆる人々及び患者とその家族に対し、倫理的配慮を行いながら医療関連感染の予防と管理が実践できる。11)上記1)~10)を通して感染管理分野の役割モデルを示す能力。						
⑭教育課程:	授業時間総数630時間であり、日本看護協会の基準カリキュラムに準じて実施されます。共通科目(8科目:120時間)、専門基礎科目(6科目:120時間)、専門科目(6科目:120時間)、演習(90時間)、実習180時間で構成されます。共通科目では、認定看護師として必要な基本的知識や技術を修得します。さらに専門基礎科目や専門科目において、根拠に基づく効果的な医療関連感染予防と対策の実践に必要な知識や技術を、講義や実技演習等によって修得していきます。臨地実習では、組織的な感染管理を展開している医療施設で約6週間の実習を行います。これらの臨地実習を通して、所属施設での医療関連感染予防と対策の効果的な実践に向けて感染管理プログラムを作成していきます。さらに、感染管理分野において、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護実践能力を身につけます。						
⑮修了要件(修了授業時数等):	①当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定めるすべての教科目において、各教科目の履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、かつ教育機関の定める各教科目の試験に合格すること。②当該分野の認定看護師教育基準カリキュラムに定める全教科目(共通科目・専門基礎科目・専門科目・演習・実習)を含む修了試験において、80%以上の成績を修めていること。						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	認定看護師教育課程修了証、履修証明書(学校教育法第105条にもとづくもの)						
⑰総授業時数:	630時間	⑱要件該当授業時数:	570時間	該当要件	企業等・双方 向実務家実地	⑲要件該当授業時数 /総授業時数:	90%
⑳成績評価の方法:	筆記試験及び課題レポート、講義への出席状況及び取組姿勢						
㉑自己点検・評価の方法:	・日本看護協会の教育機関認定審査によって認定され、開講2年目には確認審査(実施及び書類審査)を受審し承認を得ている。また、日本看護協会の公式ホームページによって教育機関として情報公開されている。 ・研修生による授業科目ごとの授業評価及び教育課程評価を行い、毎年「感染管理認定看護師教育課程自己点検・評価報告書」を発行し評価を行う。また、概要を年報に掲載し公表する。						
㉒修了者の状況に係る効果検証の方法:	・日本看護協会の認定審査試験の合格者数や合格率、教育機関の平均点数を分析・検証する。 ・修了者に対し、関連する研修会等の案内や、最新情報の提供を行う。 ・修了者の活動状況の把握を行い、修了者からの相談の対応を行う。						
㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成) ・日本看護協会の制度委員会による定期的な審査及び視察を受ける。・運営において、本学教員と外部委員(宮崎県看護協会や企業から複数名)から構成される「教員会」「入試委員会」があり、規則・細則等(認定看護師教育課程規則・細則、教員会規程、入試委員会規程)に基づき委員会を開催している。・県内外で登録している13の医療施設の実習施設担当者や、年2回の「実習指導者会議」を実施し評価を得る。さらに、実習期間中に医療施設を定期的に訪問し実習指導者から評価の機会を得る。 (自己点検・評価) ・大学の設置団体である宮崎県におかれた「法人評価委員会」で出された意見を取りまとめたものを、本学全体の「自己点検・評価委員会」を経て本教育課程の企画・運営を担う教員会に付議して教育効果を検証し自己点検評価を行い、本教育課程に反映させる。・教員会及び入試委員会において、研修生による授業評価の結果及び教育課程評価と運営側による教育課程評価をもとに協議する。さらに、前述の実習指導者会議において評価を報告し、次年度に向けた協議を行い企業等の意見を取り入れる。						
㉔社会人が受講しやすい工夫:	①教育期間中は研修生にメールアドレスを付与し、県内外の医療施設における臨地実習や所属施設での情報収集期間、冬季の休暇期間等において、教員への相談や遠隔指導を受けることができる環境を整備している。 ②休日等においても、自己学習ができるよう学内の教室が利用できるよう環境を整備している。(申請書あり) ③IT環境として、共用できるPC等を整備している。 ④九州圏内からの入学者が予測されることから、臨地実習施設は、県内の医療施設だけでなく、近隣県の医療施設も複数確保しており、研修生の所属施設に近い場所での実習が可能となるように整備している。 ⑤日本看護協会奨学金制度等を紹介する。						
㉕ホームページ:	(URL) http://www.mpu.ac.jp/mpnu/						
事務担当者名:	木添茂子 杉田加代子	所属部署:	看護研究・研修センター				
連絡先:	(電話番号)	0985-59-7833					
	(E-mail)	center@mpu.ac.jp					